

鈴鹿市交通安全計画（案）に係る意見公募手続の結果一覧

- 募集期間 令和8年8月5日（水）から令和8年9月4日（金）まで
 ■提出者 2人 ※市に対する一般的な意見として取り扱うものは含まない。
 ■意見数 7件 ※市に対する一般的な意見として取り扱うものは含まない。

NO.	ページ	意見等	修正の有無	市の考え方
1	7	歩行者の安全確保で、道路横断時など運転者の注意を促すため手を上げるハンドサインの徹底を明文化すべきと思う。	有	御意見を踏まえ「道路を横断する際には手を上げて渡る意思を示し、横断歩道を渡ること」に修正します。
2	9	先進技術の活用推進についてサポカーの普及は急務。現行の自動車にも期限付きで義務化するように中央への働きかけが必要。補助制度についても考慮してほしい。	無	御意見として承ります。今後の施策の参考にさせていただきます。
3	9	外国人の交通安全対策の推進について、自転車で道路の右側を走行する外国人が目立つ。日本の交通法規を理解していないと思われるので、交通安全教室の開催が必要である。	無	P13の(1)交通安全教育の推進の⑤外国人の交通安全教室を記載しています。御意見として承り、自転車の交通ルールの啓発に努めていきます。
4	10	生活道路における歩行者等優先の安全・安心歩行空間の整備について自転車専用道路がほとんど未整備である中で、段差や凹凸が多く走りにくく、危険が伴う。工事の際の配慮で改善につながるので実行してほしい。	有	御意見として承ります。今後の道路整備時には留意し、検討していきます。 「1道路環境の整備」の中で「関係機関と連携して、歩行者・自転車利用者等を優先した道路交通環境の整備を推進します。」に修正しました。
5	12	交通安全思想の普及徹底において違反者に対する取締を強化し、交通安全意識の普及徹底につなげる。	無	P17 の 5 道路交通秩序の維持の中で、「道路交通秩序を維持するために、交通安全教育とともに、交通事故実態に即した交通指導取締り等を行います。」と記載しています。

6	17	4 車両の安全性の確保について、事故多発場所の設置ミラーの死角確認や設置調整を行う。	無	P11(2)交通安全施設整備の推進で道路反射鏡の設置について掲載しています。また、修繕等については順次行っていきます。
7	—	関係部門との連携 交通安全協会などと連携を図る。	無	交通安全活動については鈴鹿地区交通安全協会等の関係機関団体と連携して活動しています。

■市に対する一般的な意見として取り扱うもの

下記については、本案に直接関係のない御意見であるため、市に対する一般的な御意見として取り扱わせていただきます。

NO.	意見等
1	〇〇町の△△に事故が起こる前にカーブミラーを設置してほしい。